

顕彰及び激励に関する規定

香川県小学生バレーボール連盟

〔総 則〕

第1条 この規定は、香川県小学生バレーボール連盟規約第3条及び第4条の規定に基づき、顕彰及び激励に関する必要な事項を定める。

〔目 的〕

第2条 この規定は、次の顕彰や激励をすることにより、本県の小学生バレーボール界の発展に資することを目的とする。

- (1) 香川県における小学生バレーボール競技の普及発展に功労のあった者（団体を含む、以下同じ）の顕彰
- (2) 県内外で優秀な成績を修めた者の顕彰

〔対象者〕

第3条 前条の目的により、次の者を本規定の対象者とする。

- (1) 功労者
- (2) 優秀指導者
- (3) 優秀チーム

〔顕彰等の方法〕

第4条 前条の対象者に対し、それぞれ次のものを贈る。

- (1) 功労者には、感謝状と記念品
- (2) 優秀指導者と優秀チームには、表彰状と記念品

〔対象者の選考基準等〕

第5条 第2条の対象者の選考にあたっては次の基準に留意する。

- (1) 功労者
 - ① 香川県小学生バレーボール連盟の役員として、10期20年以上務めその任を退いた者
- (2) 優秀指導者
 - ① 日本小学生バレーボール連盟主催・共催の全国大会及びそれに準ずる大会で、優秀な成績を修めたチームの監督
- (3) 優秀チーム
 - ① 日本小学生バレーボール連盟主催・共催の全国大会及びそれに準ずる大会で、優秀な成績を修めたチーム

〔選考委員〕

第6条 第2条の対象者の選考会は、会長・副会長・理事長及び常任理事で構成された選考委員会で行う。このとき、会長が委員長となり議長を務める。

〔顕彰等の時期〕

第7条 これらの顕彰等は、原則として委員総会の席上で行う。

附則 この規定は、平成30年4月7日から施行する